

介護予防通所サービス 料金表

(2024 年 4 月～)

1 基本サービス

	週 1 回利用 (月あたり)	週 2 回利用 (月あたり)
サービス利用料金	17,980 円	36,210 円
自己負担額 (1 割)	1,798 円	3,621 円
自己負担額 (2 割)	3,596 円	7,242 円
自己負担額 (3 割)	5,394 円	10,863 円

2 加算対象サービス

	サービス提供体制加算 (月あたり)	
	週 1 回利用	週 2 回利用
サービス利用料金	880 円	1,760 円
自己負担額 (1 割)	88 円	176 円
自己負担額 (2 割)	176 円	352 円
自己負担額 (3 割)	264 円	528 円

2-② 加算対象サービス

	生活機能向上 グループ活動加算 (月あたり)	生活機能向上連携 加算 (月あたり)	科学的介護推進体 制加算 (月あたり)
サービス利用料金	1,000 円	2,000 円	400 円
自己負担額 (1 割)	100 円	200 円	40 円
自己負担額 (2 割)	200 円	400 円	80 円
自己負担額 (3 割)	300 円	600 円	120 円

3 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算

上記 1、2 を合計した金額 (1 か月あたり) に対して、5.9% の処遇改善加算、1.2% の特定処遇改善加算及び 1.1% のベースアップ等支援加算が加わります。

4 送迎をしなかった場合

自ら通う場合や家族が送迎を行う場合などは、片道につき 47 円（自己負担額 1 割の場合）が減額となります。

5 その他

- 契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。（これを償還払いと言います）
- 居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合は、事業者は契約者が保険給付の申請を行なうために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- 契約者に提供する食事の材料に係る費用は別途徴収します。
- 介護保険からの給付額に変更があった場合は、変更された額に合わせて、契約者の自己負担額を変更します。